

第 30 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木村 敬

施設の名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県営有料駐車場	東京都千代田区神田神保町二丁目4番地	日本パーキンググループ 代表者 日本パーキング株式会社 代表取締役 玉井克彦	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
熊本県営第二有料駐車場			

(提案理由)

熊本県有料駐車場管理条例（昭和54年熊本県条例第52号）第8条第1項の規定に基づき、熊本県営有料駐車場及び熊本県営第二有料駐車場の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。